



びらとり

まちづくり新聞

発行：平取町まちづくり課地域戦略係

第1号



まちづくり新聞とは？

現在、町では、まちづくりの方向性をまとめた「第7次平取町総合計画」の策定を進めています。まちづくり新聞は、策定までに行われる委員会や調査などの経過をお知らせするものです。

第1回 策定委員会を開催しました

■策定に向けた体制を確認しました

7月22日(火)、第7次平取町総合計画の策定に向けた委員会が開催されました。

第1回である今回は、委員会の役割や計画策定までの体制の確認等が主な内容となりました。

■計画期間について検討しています

これまで総合計画は10年単位で策定されてきました。

新たな計画は、町長の任期に合わせ実効性のある計画とするため、計画期間を8年とする案について検討を始めました。



第2回は
9月16日
開催予定
です。

町民インタビューと現地調査を実施しました

■まちづくりについてお伺いしました

7月17日(木)、18日(金)に実施された健診結果説明会の参加者を対象に、まちづくりについてのインタビューを実施しました。

内容は、2月～3月に実施した町民アンケートの結果を補うものとなっており、「住みやすさ」や「まちの将来像」などについてお伺いしました。

■今後も町民からの聞き取りを実施します

9月実施予定：関係団体ヒアリング

10月実施予定：若者・若手職員ワークショップ

11月実施予定：高校生座談会

■町内の施設を調査しています

計画の策定にあたり、町内の公共施設や生活にかかわる施設、観光施設などについて、現在の状況を再確認しています。



町長との地域懇談会が始まりました

■みなさんの意見をお聞かせください

8月26日(火)に貫気別地区で町長との地域懇談会を開催いたしました。これは町内では最初の開催となります。懇談会では、次期総合計画に向けた貴重なご意見を多数いただいたほか、「平取町の“これから”を考えるアンケート」にもご回答いただきました。皆様からいただいたご意見は、次期総合計画に反映させていただきます。

懇談会は、今後、各地区での開催を予定しております。



貫気別地区懇談会の様子

総合計画はみなさんが主役の計画です!!

■まちづくりを進めるための基本的なルール「平取町自治基本条例」と第6次計画の体系

平取町自治基本条例（平成20年3月14日条例第17号） ※抜粋

(基本原則)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を町政運営の基本原則として定めます。

(2) 【町民参加】 町は、町民が意欲的に町政運営に参加できるよう、多様な参加の機会の保障と意見の反映を行います。

(町民参加の権利)

第10条 町民は、町政の主権者として、それぞれの年齢にふさわしい町政運営に参加する権利があります。

(町民参加の保障)

第11条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や立案等の検討過程において、町民の参加を保障しなければなりません。

(総合計画)

第17条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、めざすべき将来像などを明らかにした基本構想とこれを具体化するための基本計画で構成する総合計画を、町民の参加を経て策定し議会の議決を経なければなりません。

2 執行機関は、総合計画を最上位の計画と位置づけ、町が行う政策は、災害復旧事業などの緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施しなければなりません。

第6次平取町総合計画体系図

